第３回　御殿場市新たな観光振興財源検討委員会

議　事　録

令和８年９月４日

会議名	令和８年度　第３回御殿場市新たな観光振興財源検討委員会
日　時	令和８年９月４日（金）１３時３０分～１４時５６分
会　場	御殿場市役所東館２階２０６会議室
出席者	○　新たな観光振興財源検討委員会　委員 別紙出欠名簿のとおり ○　市 木島企画戦略部長・小林総務部長・野木観光交流課長・前田財政課長・渡邊税務課長・勝又課税課長・長田観光交流課課長補佐・芹澤財政課副参事・長谷川観光交流課主幹・桐山観光交流課副主幹・根上財政課主幹・大胡田財政課主任・江口財政課副主任

議事録

１　開会

【財政課長】

それでは、資料の確認を先にさせていただきたいと思います。本日の検討委員会でお使いいただく資料でございますが、第１回にお配りいたしました宿泊税制度の素案となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の、事前にお送りいたしました次第によりまして、進行をさせていただきたいと思います。

ただいまから第３回御殿場市新たな観光振興財源検討委員会を始めさせていただきます。本日は宿泊税の制度設計といたしまして、課税免除、申告納入期限、制度の見直し、特別徴収義務者交付金、システム整備補助金、入湯税との関係性等について、また宿泊税の使途といたしまして、宿泊税に関する基金についてご審議をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。なお、静岡県観光協会理事、株式会社時之栖社長、庄司政史委員におかれましては、本日 Web の方でご参加をいただいております。よろしくお願いいたします。また株式会社リクルートじゃらんリサーチセンター長の、高橋委員と、富士山御殿場口山内組合組合長、福島邦彦委員につきましては、本日所用のためご欠席をされております。こちらの方も併せてよろしくお願いいたします。

それでは次第の３、議事に入ります。条例第７条第１項の規定によりまして、委員長は会議の議長となります。委員長、進行の方よろしくお願いいたします。

２　議事

【委員長】

はい。大久保です。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。あっという間に９月入っ

てしまったんです。同じようにスピーディーに進めたいと思いますので、早速議事に入りたいと思います。

（１）宿泊税の制度設計について

①課税免除

【委員長】

前回、宿泊税の制度設計の中で、こちらの前回の資料では、③の課税免除の途中ですね。皆さんからご意見いただいたのを踏まえて、もう一度考えようという流れだったと思うんですが、初めにこの本日の議題では（1）宿泊税の制度設計についての課税免除についてを議題とします。まず事務局から説明をお願いいたします。

【財政課長】

はい、よろしくお願いします。

御殿場市宿泊税制度（素案）の１７ページをお願いします。

前回の第２回検討委員会では、課税免除制度における先行導入自治体の例を、こちらの資料をもとにご説明しました。

改めて概要をご説明いたしますと、多くの先行導入自治体では課税免除制度を導入していますが、課税免除制度がない自治体も、少数ですが、あるといった状況です。

課税免除制度がある自治体は、ほぼ全ての自治体で「学校行事」を課税免除としています。長野県では、学校教育法に基づく教育活動の一環として行われるスポーツ合宿は課税免除対象としています。

熱海市などのように、災害時の課税免除を規定している自治体もあります。

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、全ての先行導入自治体において、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課しておりません。

これらの事を踏まえて前回の検討委員会では、

①　学校教育法に規定する学校のラインを義務教育までにするのか高校生以上までを対象にするのか

②　インバウンドの教育旅行やスポーツ合宿を課税免除の対象とするのかどうか

といったご意見を伺ったところでお時間が来てしまい、今回の検討委員会で改めてご審議いただくこととなった次第です。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

【委員長】

はい、ありがとうございます。

ただいま事務局から説明ありましたが、改めて皆様からご意見、ご質問ありますでしょうか。

【委員】

ホテルの考え方として、この課税免除の部分で、学校行事を外すというのは賛成、その方がいいと思います。というのは理由として、特に教育の一貫としてのスポーツ合宿であるとか、

試合であるとか、そういったものっていうのは場所を移動して、長期の合宿をやっているようなチームっていうのは、年間においては例えば全国大会に出るようなそういったところは、年間での出費はすごい金額になりますよね。大学になると、大学としても結構支援があるし、潤沢な資金も持っていますけど、高校までのスポーツ合宿等についてはほとんど自己負担なんです。で、先生が負担していたり、生徒の親が負担していたり、そういった部分で特に全国大会にでるような学校だと年間で全国大会３つくらいあります。国体とか、選抜大会とかインターハイとか。そういう話になると前後の強化合宿も併せると、年間で１００日近く出ているような。それ全部費用は学校持ちとか個人持ちでやっているわけですから、そこから課税、そこに課税をするというのはあまりよろしくない。日本のアマチュアスポーツの発展にもブレーキをかけてしまうことになりますので、それは外した方がよろしいと。それと修学旅行も、最近は直前になって母子家庭の家がキャンセルするとか、そういったのが散見されますので、そういったことも外しておいた方がいいだろうと。大学は大体、各自治体でも大学だけは外しているというのは、これはもう強い大学は資金潤沢に持っていますから、そこは外しても問題はないのかなというふうに思います。以上です。

【委員長】

はい、ありがとうございます。大変現実的なご意見。それについて事務局から。

【財政課長】

はい、ありがとうございます。今、委員言われましたように、高校生までの、いわゆる学校教育法に基づく学校長の証明があるといいますか、そのようなスポーツ合宿というのは全国的に課税免除の対象としている自治体が多いというふうに捉えております。大学については、我々の確認できた限りでは、長野県が大学の学校長の証明がある合宿、これは部活、サークルも含まれるのではなかろうかと思いますけれども、長野県はそこまで広げて、スポーツとしての受け入れを県として進めているという背景があり、課税免除をしているという実態もございます。我々もですね、今、奥津委員言われたようなこと、御殿場市がスポーツタウンというものを標榜していることを踏まえて、どこで線を引くかっていうのは別の話になってまいりますが、しっかりとそこはご意見を踏まえて制度設計していく必要があるのではないかと考えております。以上です。

【委員長】

はい、ありがとうございます。では先に庄司委員よろしいでしょうか。

【副委員長】

はい、今、貴重なお話いただきました。私どもも一事業者としてということもそうなんですが、今、市からお話が出たように、スポーツツーリズムというふうに考えた時には、やはり我々の大会には実は多くの方が来られます。かなりの宿泊、また色んな費用を落としてくださってると。合計の数字は出ておりませんけれども、これは非常に大きな数字になっているんじゃないかな、という意味からでも今お話しあったように、一つの例として菅平高原あたりはですね、年間１２０万人の宿泊ということで、ほぼ御殿場と同じなんですが、６５万人が課税免除

になるんだそうです。ですから、相当大きな数字でありますが、私ども時之栖ということで考えた時には、１２０万人に対して高校生以下となりますと、約５％でございました。大学生を入れると６％程度でありますので、大きなくくりで考えますと、免除してもよろしいのかなというか、パーセンテージかなと思っていますので、高校生まで教育旅行ということも含めてですね、ご配慮いただければというのが私の意見でございます。よろしくお願いいたします。

【委員長】

はい、ありがとうございます。高校生までというご意見、同じということですね。続いてどうぞ。

【委員】

お二人と同じような意見ではあるんですけれど、御殿場市、私も入っているんですけれどスポーツタウンということでスポーツツーリズムはグリーンツーリズムと共にですね、ちょっと大きく力をいれていて、当然観光戦略プランの中にも入っていてですね、これからでもやっぱり競合といいますが、他の地域との取り合い、競合になってくると思うんですね。そういった意味ではやはり競争力というところでは、元々観光協会の方では宿泊税と言いますか、かなり前から取り組まさせていただいて、勉強させていただいて、どこをどう免除していくかというのは非常にデリケートな部分で、時間をかけてやらなければいけない。我々もあまり突っ込んでですね、意見を言うべきではないのかなと思っていたんですけれど、委員の一人として言わせていただくならば、さらに発展させて、かなり素晴らしい方がたくさん色んなところから来ていただいて、それからまだまだ伸びしろがあるという中では、やはり競争力ということも考えなければいけない。

まあ今お三方の言ったこともそうなんですけども、個人的には広くもう一度改めて、どこまで、というところは、まあここで一応答申のあれで大まかにまとめなきゃいけないと思うんですけども、観光交流課さんですとかスポーツ交流課さんですとか、かなり我々よりも細かい数字を、把握されてると思うので、ある程度当局にもちょっと委ねた部分を残しつつ、ちょっと時間かけて、やはりやってった方がいいのかなという、ちょっと意見の気持ちでもありますので、そういった形で、報告で進めていただければなと考えております。まあ基本的にはもちろん高校生以下、免除するっていうのは大賛成ですし、父兄の方たちとか周りの選手だけではなくいろんな方たちが関係しているので、そういう方たちも含めて、トータルで考えていく必要があると思います。まあいずれにしてもちょっと慎重審議でやっていく必要があると思います。

【委員長】

ありがとうございます。お二人からご意見いただいてしまったんですけれど、事務局から。

【財政課長】

はい、スポーツ合宿につきまして、今色んなご意見いただいたところでございまして、あと今静岡県が、宿泊税の検討を始めたところでございます。どういう制度になるか全く未知数なんですけれども、例えば、静岡県の制度と大きな差異がでてきてしまいますと、宿泊事業者様

が事務が非常に難しくなってきてしまう恐れもありますので、そういったところも見ながら、皆様のご意見を踏まえて、制度設計をしていく必要があるとは考えております。また、スポーツ合宿以外にもいわゆる文化系の、文化クラブの合宿なんていうのもですね、もしあるようであればそういったものも対象になってくるかなとは考えているところです。そういった実例があればお聞かせいただきたいとも考えております。以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

【委員】

すみません、ちょっと前提の話に戻ってしまうんですけれど、これ今広島とか長野だと学校教育法第１条に規定する学校なんですけど、御殿場市もそうなんですけど、今部活がなくなってるんですよ。でその受け皿がクラブチームになると思うんですよ、各地の。そうするとクラブチームだと学校行事ではないので、それの今言った免除はどういう形になるのでしょうか。

【財政課長】

はい、部活の地域移行の話と思っておりますけれども、地域移行したクラブにつきましても、先行導入自治体の例でございますが、学校長の証明書がいただけることになっております。それがあれば部活動と同様の扱いになるということになってまいります。

【委員長】

ありがとうございます。運用次第、御殿場市として何らかの書類があれば。

【委員】

学校教育法に規定する児童となると漏れてしまうので、その辺もちょっと気を付けないと。作ってしまった後にこれ違うんじゃないってなると困ると思います。

【委員長】

ちょっと柔軟に対応ということですね。スポーツタウン、基本計画などとも整合とりながら考えていくような形で進めていただければと。

【委員】

皆さんの意見に、高校生以下は免除したらどうかっていうことは基本的に賛成なんです。で、農家民宿としては９５％が外国人。で台湾からの教育研修旅行なんかも結構来ているので、外国人の扱いについても日本人と同じように扱っていただければと思います。

【委員長】

何らかの証明がもらえれば。学校行事であるよという証明ができるような書類があればそれで。

【委員】

今の段階では、一般的な旅行者の紹介ではなくて、県の地域振興交流協会からの紹介で、どこの学校のどういう人たちが来るかというのは事前に把握できますので、そこの部分はチェックができると思います。はい。

【委員長】
インバウンドも含めてということですね。
【財政課長】
インバウンドの教育旅行も含めて公的機関の証明があれば、そこは同様の取り扱いになると考えています。
【委員】
やはり皆さんと同様の意見ということは変わらないんですけど、優位性の考えた方であるとか、御殿場市の目指すものを考えた時に、他の地域バランスをとることも確かに重要かもしれないんですけれど、選ばれるということも必要になってくるんで、もしその辺で優位性を出すっていうことであれば、大学においてもという検討ができるのであればしていただいて、最終的にどうしていくのかっていうところは落とし込んでいくような。傘は大きい方が良いので、その辺は見極めた段階で。優位性であるとか地域性であるとか、市の向かう方であるとかっていうところで、総合的に判断していけばよろしいんじゃないかなっていうことは変わらないです。はい。
【委員長】
ありがとうございます、広くですね。
【財政課長】
はい、ありがとうございます。今お話いただいたことも含めて、様々な方向を検討していきたいと考えております。以上です。
【委員長】
はい、ありがとうございます。あとは見せ方の問題ですね。制度を決めても消費者に伝わらなければいけない。伝え方の問題であったりとか、お宿さんの側からお客様との関係性の中でどう告知していくかっていうようなことも含めて進めていただければなと思います。
ありがとうございます。ただいま課税免除についてに関してなんですが、その他にご意見ご質問等はありますでしょうか。
よろしければ、皆様の意見を参考にして、さらに柔軟に考えていくということで事務局にお預けしたいと思います、よろしいでしょうか。
（委員から意見なし）
はい、どうもありがとうございます。

②申告納入期限

【委員長】
次に②申告納入期限についてを議題といたします。ではまず事務局から説明をお願いいたします。

【財政課長】

御殿場市宿泊税制度（素案）の１９ページをお願いします。

ほぼ全ての先行導入自治体では、毎月月末までに前月分の宿泊税を申告納入することとし、併せて、宿泊事業者の負担軽減を図るための特例措置（一定の要件を満たす場合は３か月分をまとめて年４回申告納入）を設けています。

本市の入湯税が毎月１５日までに前月分を申告納入するものとしていることを踏まえ、適切かつ確実な申告納入及び宿泊事業者の事務負担軽減を図る観点から申告納入期限について検討を進めました。

庁内ＷＧの検討結果としましては、①入湯税と比べて宿泊税の納税義務者数は多くなることから、１５日間での申告納入は宿泊事業者の事務負担増加に繋がる。②この点を踏まえ、適切かつ確実な申告納入を担保する観点から、毎月月末までに前月分を申告納入とすることが望ましい。③宿泊事業者の事務負担軽減の観点から、３か月分をまとめて年４回申告とする納入特例措置は設ける方向で検討すべきである。④入湯税と宿泊税の申告納入期限に差異が生じることに対し、宿泊事業者に意見を求める必要がある。と整理しました。

なお、特例措置の額については、前年の納入額を１２０万円以下としている例が最も多く、２４０万円以下、３６０万円以下としている例も見受けられます。この特例措置の額は、額を大きくすれば毎月市に納入していただく額が減少することになりますが、中小規模で営業されている宿泊事業者の皆様の事務負担の軽減に繋がります。例えば、仮に宿泊税額を２００円とし課税免除を考えない場合、１年間の宿泊客数が７，０００人の宿泊事業者の納入額は１４０万円となります。特例措置額を１２０万円と設定すると、特例措置を受けることができないこととなりますが、２４０万円に設定すると、年４回納入の特例措置を受けることができることになるというものです。

検討結果に記載してはおりませんが、この特例措置額についても、先行導入自治体の例を参考として、宿泊事業者の皆様の事務負担軽減の観点から検討を進めたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

【委員長】

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたこの件について皆様からご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】

１点、締め日の制度が違うというのは負担軽減に繋がるのでしょうか。というのが、大体システム上は入湯税と同じ扱いになると思うんですね。科目として入湯税と別々にはなりますけど、動きとしては同じような設定になると思います。そうすると一方で締め日が違うのは経理の担当者にしてみれば入湯税と一緒にしてくれれば一回で済む。二つの税金を一発で締めることができる。それがまた半月後にもまたもう一回やらないといけないという話になりますから、今時税金を締めるのにそんなに時間もかからないので、そう考えると締め日は一緒の方が事務的には楽なんじゃないかなという気が一つはいたします。

【委員長】
事務局いかがでしょうか。
【財政課長】
１５日で事務的なご負担が多くかからないということであればですね、１５日に宿泊税の方を寄せていきたいというふうには考えております。以上です。
【委員長】
ありがとうございます。絹川委員、業界としてはいかがでしょうか。
【委員】
各個別の宿に関しては分からないんですけど、うちは会計事務所に丸投げなので、ちょっと事務所の方に聞いてみないと。
【委員長】
おそらく同じような関係で税金関係を一括にした方がっていうのも考えられそうですね。こちらに関しては庄司委員はいかがでしょうか。
【副委員長】
温泉を持っているか持っていないかもあろうかと思いますので、あるところは当然事務手続き上は同じほうがありがたいなとは思っています。ないところが大半というふうに考えたときには、そういうような事情がおありかなとは思いますが、温泉があるところはやはり一緒の方がそういう意味ではご配慮いただきたいというところでしょうか。
【委員】
入湯税は直接関わっていないので、できれば事務的な観点から考えればたぶん一緒の方が良いんじゃないかなと思います。まあ１５日に。
【委員長】
ありがとうございます。すみません、芹澤さん。
【委員】
すみません、私もちょっと実際は分からないんですけど、個人的には一緒の方が事務的には良いのではないかなというふうには感じております。
【委員長】
すみません、また最後になってしまって。
【委員】
税金の話なので小規模な事業者は毎月云々っていうことになると少しやっぱり、事務職員がいるとかいないとかっていうことにかかわってくるので、その納期の頻度は毎月でない方が本当は小規模な事業者はよろしいっていうことがあるんじゃないかなと思います。たとえば納期の特例、源泉税もそうだと思うんですけども、６か月に１回であるとか、そういう特例があったりしますんで、ある程度規模が大きいところはオペレーションがしっかりしてますんで毎月であるとかそういう対応でっていうこともよろしいんですけども、小規模にとってはその頻度、間隔がたとえば３か月に１回とか６か月に１回とかそういう頻度で納付でき

るんであれば、そちらの方が助かるのかなという感覚はありますけども。
【委員長】
ありがとうございます。すみません、まとめちゃいましたが。事務局お願いします。
【財政課長】
たとえばなんですけども、小中の宿泊事業者の皆様、納期の関係ですが、特例措置はその方がいろいろな作業頻度が、納付に行くとかっていう頻度が少なくなりますので楽になるというご意見をいただきましてありがとうございます。たとえば特例措置を設けない場合なんですけども、先ほど奥津委員からもお話がございました、入湯税が１５日で宿泊税が３０日、これは一緒の方が良いというご意見をいただきまして、たとえばなんですけども入湯税を月末に持ってくるとかですね、そういったようなことの場合は今やっていただいている事務上の問題点というのは出てくるようなことってございますでしょうか。
【委員】
ないと思います。
【財政課長】
特にございませんか。そうしたらたとえばどちらに寄せるかは別にしても寄せる必要性、寄せるならばどちらに寄せるかっていうところも含めましてしっかり検討を進めてまいりたいというふうには考えています。ありがとうございます。
【委員長】
ありがとうございます。納入期限が１５日か月末かっていうところが、私もお金の流れについてよくわからないものですから。
【委員】
１５日の場合ですね、１５日に締めて月末納入です。そうすると作業期間として結局半月しかない。そうするとだいたいどこの事業者も、大きいところだと人件費も１５日締めとか、１５日締めで２５日に支払うとか、だいたいそういうズレが生じるというのは締める作業期間が１週間もらわないとできないとかそういうことがあるために１５日っていうものがあるんじゃないかと思う。末締めの翌末は支払い関係のだいたい締め日っていう感じになりますので、特にそれは決め事ですからどちらでも良いですけど、末締めの末払いだと１か月余裕があるから作業的には余裕はあるという話になると思います。
【委員長】
ありがとうございます。というような話のようです。いかがでしょうか。
【財政課長】
ありがとうございました。
【委員長】
この点についてはオペレーションの問題になってしまうのでこれ以上お話を聞いてもっていう気持ちもあるんですが、他にご意見ございますでしょうか。ここをちょっと足した方が良いよとかって。締め日だったり入湯税との調整だったりということに関しては同じ方がも

しかしたら良さそうだというようなところまでこちらの意見としてまとめさせていただき、特例措置に関しましても額がどうなるかっていうところも県や他の周辺のバランスもございますので、先進事例を鑑みて設定していただくのが良いのかなと思いますので、とりあえず事務局に今の議論をお渡しした形でその後進めていただくというような感じでよろしいでしょうか。

（委員から意見なし）

ではそのように進めたいと思います。ありがとうございます。それではこれでよろしければ、②申告納入期限については以上とさせていただきたいと思います。

③制度の見直し

【財政課長】

御殿場市宿泊税制度（素案）の２０ページをお願いします。

法定外目的税の課税を行う期間については、Ｈ１５．１１．１１総務省自治税務局長通知により、税源の状況、財政需要、納税者の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であるとされていることから、先行導入自治体の例を参考に制度の見直しに係る期間を検討しました

制度の見直し期間は、記載のとおり自治体によって様々なパターンがありますが、庁内ＷＧでは、　制度導入後の事業フレーム早期検証の必要性を踏まえ、初回は早期見直しとし、以降は先行導入自治体と同様とすることが望ましいとし、条例施行後３年で見直しを行い、その後は５年ごとに見直す。と整理しました。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

【委員】

県が宿泊税の導入を検討しているという話になると、ダブルブッキングになる。その場合、県とのバランスにおいて、どういう制度が望ましいのかというのを根底から覆される可能性がある。そうすると、県で検討している結果がどのように進むということの結論が出た時点では制度の見直しを１回かけなきゃしょうがないと私は思う。基本的には３年後に見直しをして、その後は５年ごとに見直すというのは別に問題ないと思う。そのぐらいの周期でいいのかなと思うので、今回については県の制度を見据えないと結論が出ないのではないかと思う。

【財政課長】

ありがとうございます。おっしゃるとおりだと我々も考えているところでございます。通常時、言い方が合っているかは分かりませんが、平時におきましては初回３年、その後５年という形を我々の方で整理をさせていただきましたけれども、今、県が進めておりますので、それを見て、何か変更する必要があるという場合には、そこはしっかりと再検討の場を、再検討を進めていきたいというふうに思います。

【副委員長】

何故変えるかっていうきっかけが、いろいろ理由があろうかと思う。宿泊代がかなり上が

ってきたとか、例えば事業者がたくさん増えたとか、いろいろな要因があろうかと思いますが、いずれも予測の世界でありますので、現状はこの３年、そして５年ごとに見直すということが考えざるを得ないのかなというのが今の意見でありますし、今お話があったように、県との整合性もあればですね、検討すべき余地ありますが、今挙げていただいたところで納めることしかないかなというふうなイメージで考えています。

【委員】

基本的にはこの考え方でいいと思う。あとは県の動向を見ながら。

【財政課長】

条例を作るときは、条例には見直しの期間、やり方を規定する必要がございます。ただ、条例には附則という欄がございまして、本則にはないことを記載することができますので、何か柔軟な対応をする必要がある場合には、今言われたような、その附則にどの対応かというのも可能かと考えておりますので、そういった形での検討を進めたいというふうに考えています。

【委員長】

御殿場市内の決まり事と、それから傘が被ってきた場合にはそれに対応するというような一言をつけ加えていただければ、多分混乱なくやれるかと思いますので、そのような方向でまとめていただければなと。それでいかがでしょうか。

【委員】

いいと思います。

【委員長】

ありがとうございます。では、③制度の見直しのタイミングに関しては、そのような方向で進めたいと思います。

④特別徴収義務者交付金、システム整備補助金

【委員長】

次に４番目ですね。特別徴収義務者交付金とシステム整備補助金についてを議題といたします。まず事務局から説明をお願いいたします。

【財政課長】

御殿場市宿泊税制度（素案）の２１・２２・２３ページをお願いします。

宿泊税が制度化された場合、宿泊事業者の皆様に、徴収に係る事務的負担や経費的負担を課すことになります。また、宿泊事業者の皆様には、新たにレジシステムの改修など、システム整備等の費用が発生することになります。多くの先行導入自治体では、負担軽減の観点から、これらのことに対し交付金、補助金を交付する制度を設けていることから、事例を参考に、制度設置の必要性や制度の内容について検討を進めました。

２１ページが特別徴収義務者交付金です。

特別徴収義務者交付金は、ほぼ全ての先行導入自治体で制度化されております。率については２．５％から３．０％としている例が多くありますが、熊本市は４．０％（導入後５年間は

４．５％）としています。なお、この特別徴収義務者交付金は、宿泊税の使途についてご審議いただいた際にご説明いたしましたが、財源は宿泊税となります。

２２ページをお願いします。こちらはシステム整備補助金です。

システム整備補助金は、制度がない自治体も見受けられます。制度がある自治体では、様々な補助率や補助額が設定されています。なお、システム整備補助金の財源は宿泊税ではなく一般財源となります。

２３ページをお願いします。

庁内ＷＧでは、特別徴収義務者交付金は、①徴収に係る事務的負担や経費的負担を踏まえ制度を設ける。②現金以外の決済の場合、別途手数料等が必要となることを考慮する。

システム整備補助金は、新たに発生するイニシャルコスト等を踏まえ制度を設ける。と整理しました。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

【委員長】

はい、ありがとうございます。そうですね、システム整備は宿泊税をもらう前に必要ですもんね。ということだと思います。はい、こちら、ありがとうございました。では、今事務局の説明について皆様からご意見を伺いたいですが、ご意見いただけますでしょうか？まず特別徴収義務者交付金についてご意見いただければと思います。はい、お願いします。

【副委員長】

はい、ぜひこれはやっていただきたいことだと思いますし、やはり色んな意味で新しい取り組みですからどこの自治体も取り組んでいるものだと思いますけれども、やはりこういった形の仕組みが必ず必要だと。パーセンテージについては議論の余地があろうかと思いますが、まずはこれを推進するべきだと思います。

【委員長】

はい、ありがとうございます。

【委員】

熱海市が基本納入額の２．５％、導入後５年間３％。なんとなく周りを見ても相場感としてはそんなものなんですね。そうすると金額の話、もっと欲しいなと言ってもしょうがない話ですね。相場感で決定してはいかがでしょうか。

【委員】

はいそうですね、数字的な部分は今言われたとおりだと思いますし、こちらの交付金に関しては、財源は宿泊税をということであるので、その使い道としては妥当なものだと思うので、周りを見ながらではないですけれど、熱海とかそういうところと同等な形で進めていければいいのかなと思います。以上です。

【委員長】

どういう基準で決めたらいいか中々わからないですね。

【委員】
そうですね、これは皆さんおっしゃっているように大体横並びですので。あとは負担者の方々、宿泊者の方には見えないところなので、差別化を図ることもできないので、これに関しては大体このパーセントで良いんじゃないかと思いますけど。
【委員】
同じです。
【委員】
私も同感なんですけど、これ例えば御殿場市はそういう考え方で制度化したとして、県はこの上に傘がかかってくる時に、こういった還元する金額であるとか、設備に関することっていうのは、同様に給付がされてくるんですかね。
【財政課長】
県の方がまだわからないので、県のお話も無いのではっきりとは分からないんですけど、ダブルはないかと思います。市と県で調整のうえ、パーセンテージをどこに持って行って、どちらがどれだけ出すかというような調整が入るんじゃなかろうかとは考えております。詳細がわからないので何とも言えないんですけれども、先行の自治体ではそのような調整を取っているところがあるとは伺っております。
【委員】
そうするとプラスになることはなくて、ダブルで行った場合に按分されるとか、その負担率が按分されるとかっていうイメージでいいですよね。
【財政課長】
県と市のパーセンテージが同じであれば按分という形になってくると思います。例えば県が高く設定した場合には、どうしようかという協議が改めて入ってくることになろうかと思います。
【委員】
分かりました。ありがとうございます。
【委員長】
ありがとうございます。では、この特別徴収義務者交付金に関しては、事務局案を承認いただいたということで。ただ不測の事態が出た時はご協議いただくというような含みをもたせ柔軟にご対応いただくという形でまとめてもよろしいでしょうか。
（委員から意見なし）
【委員長】
はい、ありがとうございます。それでは続いてシステム整備補助金についてですね。財源が違いますが、これについてはいかがでしょうか。
【副委員長】
はい、これも施設差があるかと思うが、一定の整備をするのには必要なものだと思います。また御殿場市はＧコインとか色々こう取り組んで、デジタル的なところもありますの

で、様々な絡みを考えた時には、きちっと整備する上での補助が必要かと思います。額については今イメージありませんけれども、これも宿泊税の使い方としてはとても良いと思いますので、進めるべきだと思います。

【委員長】

はい、ありがとうございます。これをきっかけにシステム化していく、という業者さんも生まれると良いなと思いますので、この補助金は必要かなと思います。

【委員】

仮に自分のところが５０室のホテルで今使っているシステム、基幹システムに変更をかけていくらかかるかというのを仮見積もりを依頼したところ、２～３０万でできるでしょうと。最近はですね、基幹システムについてはほとんど市販ソフト、パッケージソフトでいろんなところに入っているものの中から選ぶことが、ビジネスホテルとかシティホテルでは多い。自社で開発してオフィスコンピュータを入れるような話じゃなくて、パソコンでクラウドを使ってソフトを入れるだけの話なんですね。そうなると例えば熱海市のホテルが導入してれば、既に導入も基本ソフトも出来ている話になりますので、設計して作るような話ではないので、見積りとしては大体１５万から３０万くらいでできるんじゃないかという話です。特別なソフトを使っていても、前時代的なソフトを使っていなければそんなに高額にならないと。制度設計のときにも、私どもとしては段階的に金額を変えるようなことはしないで、一律でいいんじゃないかというような話をしたのは、ここにお金をあんまりかけないで済むようにするということもありましたので、そういった面ではそんなに高額にならないということが一つ。

補助率をどうするのかという話なんですけど、中小事業者の方にしてみるとこの制度のために２０万払って半分自己負担っていうのはきついんじゃないかと思うんですね。別に入れたくて入れるのではない、入れなければならないっていう話になったから入れるのに自己負担っていうのはちょっときついんじゃないかな。私はだからこれは１０／１０で良いと。ただ上限額は不正がないように、例えばコンピュータのソフト会社と組んで、見積を高く出してバック受け取るとか、そういうことが起きないように、上限額は妥当な金額で決めておいた方が良い。そうすると私は１０／１０の補助で上限額５０万円が良いんじゃないかなと。自社で調べた感覚でいくとそんな感じがします。

【委員長】

すごくリアルな、どうもありがとうございます。見積もりとっていただいてありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

【財政課長】

はい、ありがとうございます。上限額につきまして、教えていただきありがとうございます。またその額につきましては、色んな皆様から確認をとって設定していく必要があると考えているところでございます。

宿泊事業者の皆様の持ち出しについては、奥津委員のおっしゃるとおり宿泊税がなければ

システム整備の必要性が無いということがございますので、そこは極力宿泊事業者の皆様の金銭的負担が生じないことを念頭に検討を進めてまいりたいと考えているところです。

【委員長】

はい、ありがとうございます。それを踏まえて追加のご意見・ご質問ありますでしょうか。

【委員】

今財政課長が言っていただいた通りで、宿泊税がなければかかる費用ではないので、一般財源から出されるということで大変かもしれませんけれど、そこは何とか出していただければと思います。

【委員】

そうですね、ほとんど言われている通りで宿泊税が無いと発生しない経費ですので、出来ればお願いできればと思います。

【委員】

その通りだと思います。

【委員】

同じ意見です。

【委員長】

そうですね、新たに発生する資金になりますので、補助金としては必要だという前提。それでできれば全額負担が望ましいということではあるんですが、上限は必要かなと。客室数ごとに上限を設定している大阪府であったりとか、ざっくりと補助率を決めているところもあるんですが、先行事例を鑑みて、あと御殿場の事業者さんの状況を踏まえて柔軟に対応いただければなというようなまとめでもよろしいでしょうか。

（委員から意見なし）

【委員長】

ありがとうございます。では、このような形で④の特別徴収義務者交付金とシステム整備補助金についてはまとめさせていただきたいと思います。

⑤入湯税との関係整理

【委員長】

⑤入湯税との関係整理についてを議題といたします。事務局からまず説明をお願いいたします。

【財政課長】

御殿場市宿泊税制度（素案）の２３ページをお願いします。

入湯税は温泉の入浴行為に対して課税する法定目的税であり、納税義務者は入湯客（宿泊）となります。時之栖様、レンブラントプレミアム御殿場様には特別徴収義務者として入湯税を納入いただいております。ありがとうございます。

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設等の整備、観光（観光施設の

整備を含む。）振興に要する費用に充てることができる（地方税法第７０１条）目的税であることから、入湯税と同様に観光振興を目的とする宿泊税との関係性を整理しました。入湯税の「目的・使途・課税客体」、「課税免除要件・申告納入期限」は記載のとおりです。

２４ページをお願いします。

庁内ＷＧの検討結果としましては、①入湯税、宿泊税ともに目的税であり、使途の重複は不可であることから、入湯税と宿泊税の使途(充当事業）を棲み分ける。②鉱泉浴場を有する宿泊施設では宿泊者が宿泊税と入湯税を負担することとなる。課税客体が異なることから、二重課税には当たらないと解されるが、納税義務者の納得を得るためにも使途や事業効果の明確化は必須である。③宿泊税の課税免除要件と入湯税課税免除要件との整合を図る必要性等について検討する。④宿泊税と入湯税の申告納入期限に差異が生じることについて、事業者の意向を確認する。と整理しました。

入湯税の課税免除要件と宿泊税の課税免除要件に差異が生じる場合、事務負担に繋がらないかどうか。また、入湯税の申告納入期限が前月末締めの当月１５日納入となっておりまして、宿泊税が前月末締めの当月月末納入となりますので、この納入期限の差が事務負担に繋がらないかどうか。ということに対しても、ご意見を伺えればと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

【委員長】

ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明についてご質問等ございますでしょうか。入湯税と宿泊税を両方徴収する事業者さんと、宿泊税だけ徴収する事業者さんがいらっしゃると思いますのでそのあたりの整合性についてご意見を奥津委員からいただけると。両方取りますよね。

【委員】

両方とることになる。あんまり文句を言うお客さんはいないと思うんですけど。特に説明が必要なのはインバウンドは入湯税は入らないのになぜ取るって言う人は多いんですね。特にタトゥーの問題とかそういったこともあって、タトゥーしてる人は温泉だめですよって言われているのに入湯税を取るのかっていうことですとかそんなトラブルはよくあります。宿泊税については地域のための税金で、地方自治体で定めている税金だということで、日本の場合は入湯税の場合も同じように言っているですが結構トラブルになる。結局金額を聞くと大したことない。意外と１５０円ですから、そうすると収まっちゃう。納得してないんだけど４人で６００円か、それなら良いかという感じで収まる。そういうことだと思います。まあ大義名分を明確化しておく、それだけだと思います。

【委員長】

ありがとうございます。タトゥーは最近文化的タトゥーはＯＫというところも。

【委員】

ＯＫというところもあります。怖いのが、あそこタトゥーＯＫというと、その筋の人たちがあそこはＯＫと横の連絡でやりとりするんですけども、そうするとタトゥーの人ばっかり

になっちゃう。そういう傾向もあるもんですから。
【委員長】
タトゥーは良いけど入れ墨はだめみたいな。
【委員】
それをどう判断するか。
【委員長】
厳しいですね。インバウンドが増えてくるといろんな温泉地でその問題が話題になってどうしようかって。すみません話が横道にそれてしまいましたが。いろんな問題があるということですね。聞いてみないとわからない。すみません庄司委員もおそらく宿泊税と入湯税を同時徴収するケースも多いかと思いますが。
【副委員長】
そうですね。例えば熱海市がどうしていたのかなと思いますけども、御殿場のまわりの施設も含めて県内にもいくつか市内にもいくつか温泉ありますけどね、入湯税で別で表示することはないんですね。ですからお客さん的には分からないところが正直あるんですけども、我々両方ということになるんですが、これを機に使い道をもうちょっと明確化しても良いのかなと、温泉を扱っている事業者に対して何かしっかり還元をする部分もあっても良いのかなと。今は非常に観光って広い意味で使われていると思いますので、宿泊税と同様とは申しませんけれども、きっかけにして事業者に対してっていうことをしていくように明確にしていくことがひとつの理由になるというように思いますので、二重課税にならないと思いますし、入湯税をやめるというわけにもいかないでしょうから、目的を明確にするというひとつのきっかけになればなとそんなふうに思っております。
【委員長】
どうもありがとうございます。事務局から何かありますか。
【財政課長】
ありがとうございます。入湯税の充当事業の明確化につきましては、しっかりと引き続きより明確になるような検討を進めてまいりたいと思っております。以上です。ありがとうございます。
【委員長】
ありがとうございます。その他の委員から何か追加でご意見、ご質問はございますでしょうか。
【委員】
市というよりはどちらかというと国のあれになると思うんですが、宿泊税がこれから課税されますよということの周知をしっかりしていただかないと以前泊まった時より値段が上がっていて何ですかっていう話になってしまう。それを説明するだけでもまたあれしてしまうので。今回市の方には関係ないんですけども、周知のことをしっかりしていただかないと現場でトラブルが起きかねないんじゃないかなと思います。

【委員長】
ありがとうございます。事務局からお願いします。
【財政課長】
ありがとうございます。宿泊税の周知の方法につきましては、周知期間、周知方法等も含めてしっかりと検討を進めまして、我々の方でもしっかりとＰＲ、宣伝をしていきたいというふうに思っておりますので、またその節はよろしくお願いします。以上です。
【委員長】
現場の顧客接点に立つ方々がうまく説明できないと。
【委員】
要するに、リピートの人が「以前これだったのに今回これだけ上がっているよ」という話になると思うんですけどね。その辺のところですよね。
【委員長】
では事務局よろしくお願いします。高橋委員良いですか。
【委員】
入湯税はすでに始まっていることなんで。宿泊税をしっかり告知していけば理解は得られるんじゃないかなと思います。
【委員長】
ありがとうございます。
【委員】
同じようなんですけど、課税される人たちがしっかりその目的とかっていうことで、それほど金額が大きいわけではないんですけど、やっぱり自分たちも予約サイトの中であるとか、そういうときに５，０００円以上はとか、そういうときには必ず宿泊税の料金が出てきてっていうところは確認するんで、現場に行って支払いを求められるんだろうなと感じるところですので、その際に現場で徴収っていったときにしっかり現場のオペレーションで目で見て分かるようなものが提示できるとかっていうところが必要になってくるんでしょうから、そういうところの混乱がないように、しっかり目的であるとか何に充当されているであるとか、現場が混乱しないように何か示すモデルとして作ってあげるとか、そういったことが必要になるんじゃないかと思います。
【委員長】
ありがとうございます。すみません、芹澤委員。
【委員】
みなさんおっしゃるとおり目的税ですので、そのへんの目的をはっきり入湯税、宿泊税するということで、みなさんが言ったように大義が大事ですので、使途の部分何に使うかということをはっきりとして、委員長言われましたけれども我々関係者がまずはきちっと正しい理解をするというところから始まるので、まずはそこからやりたいと思います。

【委員長】
ありがとうございます。というようなかたちで、関係性というかそれぞれ目的があっての税金なので、税金だから払っていただかないといけないというようなことで、混乱はおそらく生じないのではないかと皆様が思っていただけるのであれば、このまま進めていくというようなかたちでまとめさせていただきたいですが、よろしいですか。
（委員から意見なし）
それでは以上で⑤入湯税との関係整理に関しては以上とさせていただきます。

（２）宿泊税の使途（宿泊税に関する基金）について

【財政課長】
第１回・第２回検討委員会で「使途」についてご説明した際、宿泊税の基金について、説明を失念しておりました。申し訳ございませんでした。改めてご説明させていただきたく、お時間を頂いた次第です。この「宿泊税に関する基金」は、ほぼ全ての先行導入自治体で創設されておりまして、宿泊税の税収を単年度主義にとらわれず積み立て、中長期的な観光振興や受入環境整備事業などに計画的・機動的に活用するための仕組みとなります。一般財源と明確に区別することもできることから、使途の明確化にも繋がります。また、宿泊税を活用した事業を予算化しその事業を進めていく中で事業費が圧縮できたというケースも想定され、その場合、執行しなかった予算をこの基金に積み立てることで、宿泊税の一般財源化を防ぐこともできます。本市においても、「宿泊税に関する基金」を創設し、計画性と透明性を持った基金運用を図っていきたいと考えております。説明は以上となります。よろしくお願いします。
【委員長】
ありがとうございます。第１回目の会議のときに、想定される宿泊税の財源をもとにそれをどう使っていくかというような素案があったかと思うんですけど、アイディアがあったと思うんですが、そこで使いきれなかったものをどうしても１年間では出てくると思いますので、それを基金に、というようなことだと私は理解したんですが、それについて委員の皆様方からご意見いただきたい。まず副委員長いかがか。
【副委員長】
先に皆さんの意見を伺いたい。
【委員】
おっしゃるとおりで、やはり基金としてきちんとやはり何でも１回、目的税ですので余ったら一般財源にするということではなくて、元々やはり宿泊税は外貨を稼ぐんじゃないんですけど、一般財源を今まで使ってたもの、特に観光関係はそうなんですけども、それを新たにということですので、せっかくそれを作ったのに、また本末転倒になってしまって、やはり宿泊税は目的税なので、それに合ったものに使っていく、というのがやはり徴収していただいた方たちへのある意味約束でもあるし、それをきちんと遂行していくという意味では基金として残すといいますか、同じものできちんとそれを繋げていくってことは大事だと思う。

【委員】
やはりおっしゃられたように目的税になるので、事業者、当然市があると思うが、市、事業者、あと宿泊者、そこにしっかり還元していくっていうことが必要になってくる気がすると思いますし、それがあの理解を得るというような形になろうかと思うので、しっかりそこの目的に向かって還元していくっていう形では、そこに基金というものが、しっかりそこに積み立てられるって言い方は良くないのかもしれないけど、しっかりそこにストックされてその中からその目的に対して還元されていくっていうことが、いいことじゃないかなと思う。
【委員】
基本的には観光戦略プランの実現に向けて、皆さんから宿泊税をいただいてそれを使っていくっていうのは、はっきりしてるので、私的には理解は得られるんだろうなと思ってます。
【委員】
あくまで、その目的税もそうなんですけど、なるべく振興の方に使っていただくように、要するに将来に投資する方に使っていただければということをお願いできればと。
【委員】
皆さんが納得するというのが一番望ましい。それが正しい使い方だと思う。また、単純に良くなったな、と思われること。例えばインバウンドの人も、今までゴミを捨てるのにすごく苦情になったりする。インバウンドの人は、基本的にゴミ箱がある社会。日本って今、ゴミ箱全然ないからインバウンドの人からすると意味が分からない。だから捨てようと思っても捨てる所がない。日本人はみんな自分のバックに入れて持って帰りますけど、それが分からないというのがあって、例えば御殿場市のパブリックなところにはちゃんとしたゴミ箱が整備されているとか、そういったことに変化が出てくると、みんな相互に納得すると思う。それと御殿場市の駐車場、例えば駐車場がたくさんあるんですけども、駐車場がないとお店に入らないですからどこでも駐車場があるんですけど、有料の駐車場全然ないんですよ。要は時間で停められる所ってすごく少ない。で、どちらかというと、みんなお店の駐車場に停めて、東田中の中心部にみんな車、結構インバウンドの人が停めるとこ見つけられない。勝手に民家の駐車場に停めてくるということが起きてきちゃう。そうすると、そういうことをやっちゃいけませんよっていう英語のインフォメーションがどこにもないとか、そういったこともたくさんあります。そういったことの整備とか、街が変わったなと、なんか使いやすくなったなって思われるようなことに使われるといいなと。
【委員長】
外国人が日本旅行で困ったことの第１位がゴミ。捨てる場所がない。ちょっと前までは言葉、言語が課題になっていたのが、言語よりゴミが越えちゃった。みんなＧｏｏｇｌｅ翻訳とかで言葉の壁がクリアできたが、ゴミの課題をクリアできない。物理的にやっぱり捨てる場所が必要だという、捨て方の説明が必要だっていうことにも使えるということですね。

【副委員長】
皆さんのお話のとおりだと思う。困ってる内容ってのは多分施設ごとにも違うし、あるいは御殿場市内の地域ごとに違うかなと思う。そういう意味では、やはり市民がしっかりまとめてお話する機会があった方がいいかなと改めて思ったのと、もう一つの基金等々もありますけれども、未来に対して観光産業というのは伸びるだろうと私は思っているので、今の若い方々にも従事していただくことも含めて、そういった形を使い道も。将来のために、未来のために何か使えたらいいな、そんなふうに思いますので、目の前の足元のこととあわせて、未来に御殿場市が観光産業を伸ばしていくということであれば、そういった使い道も考えていければいいなというふうに思います。
【委員長】
基金という形が多分最適になるんでしょうね。そのプールするとかストックするとか、いろんな言い方があると思うんですが、税金を課税された方々に、次に来たときに実感していただくには、先ほど絹川委員がおっしゃったような使い方をするっていうための基金、というような考え方で皆様がご納得いただけるのであれば、いいのかなと思う。
【財政課長】
皆様のご意見のとおり、しっかりとした目的を持った観光振興に使っていただく予定でございますので、その使途に沿った使い方をしながら、一方で、中長期的な観光政策に使うため、また剰余金が出た場合に積み立てるための基金につきましては、こちらを創設させていただければありがたいというふうに考えております。
【委員長】
ありがとうございます。中長期的に使えるように、単年度で消化しないような方法としての基金という事務局の提案を委員の皆様がご納得いただけたというのであれば、この議題、基金に関する件については、以上でまとめさせていただきたいと思います。ありがとうございます。
後ほど事務局から説明がありますが、このほかに、ご意見・ご質問等がある場合は、机の上にお配りしてある「意見シート」をお持ち帰りいただき、ご意見等をご記入のうえ、後日、事務局にご提出ください。
それでは以上を持ちまして、議事を終了します。
皆様には活発なご意見、円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。
進行を事務局にお返しします。

３　今後の日程等について
【財政課長】
長時間にわたり慎重なご審議をいただき誠にありがとうございました。

続きまして、次第の３「今後の日程について」を事務局から説明させていただきます。

【財政課副参事】

それでは、今後の日程等についてご案内します。

次回、第４回検討委員会は、１０月２日（金）１３時３０分から、会場は、本日の会場ではなく、前回使用した東館の２階、２０２・２０３会議室となります。

検討委員会の総括として、答申（案）、報告書（案）についてご協議いただくことを予定しています。

なお、第４回検討委員会の開催通知や資料につきましては、開催日の１週間前を目途にお送りいたします。ご都合がつかない場合は、その旨を事務局までお申し付けください。

検討委員会の日程については以上となります。

続きまして、宿泊税に関する県の動向についてご案内いたします。

９月７日、来週の月曜日になりますが、８月３日に開催された「第１回静岡県観光振興財源検討委員会」の内容を県内の全市町と共有するため、県観光政策課が主催するウェブ会議が開催されます。この内容につきましては、別途、委員の皆様にご提供させていただきます。この他にも、県の検討内容や進行スケジュールなどが確認できましたら、随時、情報をご提供いたしますのでよろしくお願いします。

今後の日程等のご案内は以上となります。

【財政課長】

この件に関しまして、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

（委員から意見・質問なし）

【財政課長】

ありがとうございました。

４　その他

次第の４その他に移ります。

はじめに事務局から事務連絡をさせていただきます。

皆さまの机上に意見シートをお配りしております。本日の報告・議事内容を含め、ご意見等がございましたらご記入のうえ、９月１５日（火）までに事務局までご提出ください。
なお、意見シートのデータ版を希望される場合は事務局までお申し付けください。

また、本日の議事内容につきましては、委員の皆様のお名前を伏せた形で、後日、市ホームページで公開させていただきます。委員の皆様におかれましては、別途議事録の内容確認をお願いさせていただきます。

ご署名いただくのは、大久保委員長、お名前の５０音順に、髙橋利典委員、高橋佑司委員は本日ご欠席ですので、田代元弥委員にお願いいたします。

なお、第１回検討委員会の議事内容等は市ＨＰへ掲載済であり、第２回検討委員会の議事内容等も近日中に掲載予定となっております。

事務局からの連絡は以上となります。

委員の皆様から、何かございますでしょうか。

（委員から意見・質疑なし）

５　閉会

【財政課長】

それでは、以上を持ちまして第３回御殿場市新たな観光振興財源検討委員会を閉会いたします。

長時間のご審議、誠にありがとうございました。以上です。

署　　名

委員長 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿